

平成30年度首席家庭裁判所調査官事務打合せに
おける協議の結果について

本事務打合せにおいて協議された内容の要点は、以下のとおりである。

第1 家庭局関係

1 所在地首席家裁調査官が行う調整事務の充実及び強化に関する事項

効果的な管内調整のための具体的な方策

- (1) 平成29年度の首席家庭裁判所調査官事務打合せで共有した高等裁判所所在地の首席家庭裁判所調査官（以下「所在地首席家裁調査官」という。）の役割及び責務並びに管内調整の在り方を踏まえながら、平成29年度の管内調整において生じた成果及び課題について振り返った。その上で、平成30年度に実施する調整事務をより充実した実効性のあるものとするための具体的な内容及び方法について協議した。
- (2) 協議においては、所在地首席家裁調査官が管内の首席家庭裁判所調査官（以下「首席家裁調査官」という。）に対してリーダーシップを発揮し、各施策の管内における進捗状況について、実情も含めて正確かつ丁寧に把握し、その上で修正を求めていく必要があることを確認した。具体的には、年間を通じて連続性のある調整事務を行うことが重要であり、そのためには、各施策の取組の方向性について、所在地首席家裁調査官が、年度当初から、管内の首席家裁調査官と十分に意見交換をし、説明や確認を繰り返し行い、常に認識を共有する必要があることを確認した。また、所在地首席家裁調査官による各庁の状況の確認に当たっては、客観的なデータを活用して正確な分析を行った上で、適時適切な調整事務を行うことが重要であることも確認した。さらに、施策を推進するに当たっては、管内の首席家裁調査官が、それぞれの庁の裁判官を始めとする関係職種と協働すること、そのために必要な理解と協力を確実に得ることが重要であるという点について認識を共有した。その上で、所在地首席家裁調査官において、協議で紹介された調整事務上の様々な工夫を自らの高等裁判所管内に取り入れて平成30年度の調整事務を行っていくということを確認した。

2 首席家裁調査官が行う指導監督の充実及び強化に関する事項

- (1) 調査事務の具体的な内容、方法等を言語化し、関係職種との間で共通認識を構築した上で、行動科学の専門的知見を事件処理に有効に活用し、より質の高い調査事務を実践するための方策

ア 調査事務の言語化の取組については、管内の各庁が、取組の趣旨の理解、調査事務の標準の形成・共有・実践、効果検証のどの段階まで進んでいる状況にあるか、また、各段階に応じてどのような課題があるかを確認した上で、この取組を着実に進めていくための実効性のある方策について協議した。

イ 協議においては、所在地首席家裁調査官として、管内の各庁の現在の段階や課題を丁寧に把握した上で、本取組の対象を拡大するのか又は内容をより深化させるのかなど、各首席家裁調査官に、当該庁の実情に合わせた方針を立てさせた上で働き掛けていくことが重要であることを確認した。具体的な方針としては、少年事件など言語化の対象分野の拡大、行動科学の知見を活用する面からの内容の充実、新たに形成した標準に基づく調査事務の確実な実践、裁判官を始めとする関係職種からの確かなフィードバックを受けるための態勢の構築といったものが挙げられた。また、取組を着実に進めるためには、裁判官を始めとする関係職種と家庭裁判所調査官（以下「家裁調査官」という。）とが認識を共通にし、更に質の高い調査事務の標準の形成に向けて積極的に協働する態勢を構築することが重要であることを確認した。

- (2) 組織的な事務処理によって質の高い調査事務を実践していくための方策

ア 組を単位とした組織的な事務処理を推進していくことの趣旨についての理解が十分に浸透しているかを確認した上で、組織的な事務処理の具体的な方策である組・定例ケース会議や指導（点検）区分等の運用状況及び実践上の課題を踏まえて、必要となる態勢の整備について協議した。

イ 協議においては、組・定例ケース会議や指導（点検）区分等を適切に運用することの必要性を確認した。また、主任家庭裁判所調査官によるマネジメントを実効性のあるものにするために、組の家裁調査官全員が組の事件の進捗状況等に関する情報を効果的かつ効率的に共有する取組が紹介された。さらに、単独の家裁調査官に対して事件を割り振るという発想から、事件に対して組として最適な調査態勢を構築するという発想に転換し、事案の性質や組の家裁調査官の強みに応じて柔軟に調査担当者を指定する取組など、新たな実践例も紹介された。また、本取組については、家裁調査官全員が趣旨を理解し、互いに協力的に進めていく必要があるため、各庁において十分に議論を深めること、具体的な効果を組の家裁調査官全員が実感できるよう工夫した事務処理を行うことが重要であるという認識を共有した。

(3) 各論

ア 面会交流事件において専門性の高い調査事務を実践するための方策

(ア) 面会交流事件において、子の福祉を優先した紛争解決を実現するために、調査事務上の課題やその背景にある職種間連携の課題などについて検討した上で、解決に向けて必要となる執務態勢を整備するための方策について協議した。

(イ) 執務態勢を整備する前提として、まず、管内の各庁において、当該庁における面会交流事件の調査事務上、どのような課題があるのかを明確にすることと、裁判官を始めとする関係職種と協働して、どのようなタイミングでどのような調査を行うことが子の福祉を優先した紛争解決に資する調査となるかを検討しておくことが重要であり、その上で、調査の各段階において組の家裁調査官全員で意見交換をするなど、組織的な事務処理を実践し、並行して、裁判官を始めとする関係職種と密に連携をする態勢を構築していくことが必要であることを確認し、加えて、所

在地首席家裁調査官においては、各庁の状況を適切に把握して必要な助言等を行うことが重要であるという認識を共有した。

イ 家事調停事件において適時適切に子の調査を実践していくための方策

(ア) 子の調査は、家裁調査官の中核的な役割・機能が発揮される典型的な執務であるが、子の調査の実施件数が大幅に減少している庁も多数見られた。そこで、各庁の実情を共有した上で、適時適切な子の調査が確実に行われ、紛争解決に寄与する態勢を構築するための方策について協議した。

(イ) 子の調査件数が減少した原因は、庁によって異なるものであることから、管内の首席家裁調査官には、各庁の現状を種々のデータによつて的確に把握し、それを踏まえた改善策を検討させ、所在地首席家裁調査官がその状況を適時に把握して必要な助言等を行うことの重要性を確認した。

ウ 補導委託の活性化に向けた取組を実効的なものとするための方策

補導委託の活用例が各庁で積み上げられてきたことに加え、在宅試験観察と短期間の身柄付き補導委託とを組み合わせるなど、柔軟な発想に基づき、補導委託を充実させる取組が進められたことにより、補導委託の決定数が増加してきている現状を共有した。そして、その結果として、補導委託先との緊密な連絡調整や補導委託の効果の検証を行うことなどの新たな課題が生じていることから、今後、これに適切に対応していくことの必要性を確認するとともに、再非行防止のために、今後とも必要な少年に確実に補導委託を実施していくことの重要性について確認した。

第2 人事局関係

家裁調査官の人事管理に関し考慮すべき事項について協議した。

第3 裁判所職員総合研修所関係

1 養成課程研修における総研と実務修習実施庁の連携の在り方

2年にわたる家裁調査官養成課程の全課程を通じて、裁判所職員総合研修所と実務修習実施庁との間で緊密な連携を図ることが重要であることを確認した。

2 家庭裁判所調査官特別研修について

特別研修を家裁調査官の専門性の向上に資するものとして組織に根付かせ、定着を図っていくために、各庁において応募の活性化に向けた取組を行っていくことを確認した。また、調査実務に共通する分野のテーマについては、平成30年度に引き続き、複数年かけて、調査面接をテーマに取り上げることも考えられるなどの意見が出た。